

定 款

特定非営利活動法人住宅長期保証支援センター

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人住宅長期保証支援センターという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府中央区谷町一丁目7番4号 に置く。

(目的)

第3条 この法人は、快適な住環境整備とまちづくりのために、長期にわたる住まいの安全・安心の提供と有効な住宅ストックの形成を実現していくために、住宅の長期の維持管理と活用のシステムの整備を図っていくものである。住まい手である消費者と作り手である生産者・施工者の双方を支援する第三者機関として、点検・メンテナンスシステムの整備構築、維持管理・メンテナンスマニュアルの作成と提供、長期の住宅維持に関わる指導・研修等の事業を行うことを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表3号（まちづくりの推進を図る活動）を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動にかかわる事業

- (1) 消費者・生産者に対する品確法及び長期優良住宅の啓発、教育、情報提供などの支援事業
 - ①生活者、消費者向け住まいづくり及び住環境等の講習会セミナー等開催
 - ②住宅生産・施工者向け長期優良住宅等の講習会セミナー等開催
 - ③住宅相談窓口の設置
 - ④住まいづくり情報の提供
 - ⑤長期優良住宅の啓発普及活動
 - ⑥その他支援事業
- (2) 住宅の長寿命化推進のためのサポート事業
 - ①住宅メンテナンスと住み継ぐ住宅の普及活動
 - ②点検、メンテナンスの技術指導、マニュアル作成、広報活動
 - ③住み継ぐ長期優良住宅に必要なサポート
 - ④中古住宅の評価システムの構築と運用
- (3) 長期優良住宅普及の為のサポート事業
 - ①長期優良住宅の登録と登録住宅の管理
 - ②技術者養成と検査資格者認定活動

その他の事業

(1) ホームページのバナー広告及び会報誌への広告掲載事業

2 その他の事業から生じた利益は、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てなければならない。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 特別賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した公共団体及びこれに準ずる公益団体、学術研究者
- (4) ファミリー会員 この法人の目的に賛同する、住まい手である生活者・消費者「登録住宅いえかるて」の登録住宅所有者

(入会)

第7条 この法人に入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

理事長は、正会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 会費を1年以上滞納したとき。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これ

を返還しない。

第3章 役員

(種別)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4人～10人
 - (2) 監事 1人～3人
- 2 理事のうち、1人を理事長、副理事長を2人以内とする。
 - 3 理事及び監事は、総会において選任する。
 - 4 理事長、副理事長は、理事の互選により定める。
 - 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期と定年)

第14条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。
- 4 役員定年を70歳とする。但し、理事会の決議により定年を延長することができる。尚、理事が定年を迎えた時は、当該理事任期は任期満了までとする。
- 5 70歳以上の者を理事の選任対象者とする旨の理事会決議を行った後、総会に於て理事の選任決議がなされた場合は当該理事任期は任期満了までとする。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 16 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

但し、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 17 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員は、その職務を執行するために要した費用を請求することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第 4 章 総会

(種別)

第 18 条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第 19 条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べることが出来る。

(権能)

第 20 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算の決定並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 21 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第 13 条第 4 項第 4 号の規定により招集したとき。

(招集)

第 22 条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第 2 項第 3 号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があった場合は、その日から 30 日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 30 日前までに会員に対して通知しなければならない。

(議長)

第 23 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 24 条 総会は、正会員の 1/3 以上の出席（委任状含）で開会することができる。

(議決)

第 25 条 総会における議決事項は、第 22 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席（委任状含）正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(書面表決等)

第 26 条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第 27 条 総会の議事については、議長において次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、この法人の事務所において 5 年間これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。）

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人 1 名以上が、議長とともに記名押印しなければならない。

第 5 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 29 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議するべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 30 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会は理事長が必要と認めたときに、理事長が招集する。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき、理事長はすみやかに理事会を招集しなければならない。

(招集)

第 31 条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 14 日前までに理事及び監事に対し通知しなければならない。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長が当たる。但し、理事長に支障がある時は副理事長又は理事長が指名する理事がこれにあたる。

- 2 理事会においては理事現在数の過半数の出席がなければ開会することが出来ない。
- 3 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか理事現在数の過半数をもって決する。
- 4 理事会の議事については、事務局において議事録を作成し、議長及び出席理事の中から選任された議事録署名人 1 人が記名押印する。

(幹事会)

第 33 条 理事会の補佐機関として、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、正会員（団体にあつては代表者）の中から、理事長が選任する幹事をもって構成する。
- 3 幹事会は、理事会の運営に関して、理事会の求めに応じて検討する内容を準備する。
- 4 幹事会の運営その他必要な事項については理事会で定める。

(議決等)

第 34 条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第35条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第36条 この法人の資産は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
- (2) その他の事業

(資産の管理)

第37条 資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第38条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第39条 この法人の会計は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
- (2) その他の事業

(事業計画及び予算)

第40条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事会で作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第41条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の費用に充てるため、予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 第40条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告書及び決算)

第 43 条 毎事業年度終了後 3 か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第 44 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 事務局

(設置)

第 46 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第 47 条 事務所には、特定非営利活動促進法第 28 条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかななければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収益、費用に関する帳簿及び証拠書類

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 48 条 この定款の変更は、総会において正会員総数の 3 分の 1 以上が出席（委任状含）し、その出席者の 4 分の 3 以上の議決（委任状含）を経て、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第 50 条 解散後の残余財産は、解散を決議した社員総会で定める他の特定非営利活動法

人もしくは民法第 34 条の規定により設立された法人に帰属する。

第 9 章 雑則

(公告)

第 51 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 21 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(委任)

第 52 条 この法人の運営について必要な事項は、定款で定めるほか、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2 この法人の設立時の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

(1) 正会員	入会金	100,000 円	会費	120,000 円/年
(2) 利用会員	入会金	30,000 円	会費	36,000 円/年
(3) 賛助会員	入会金	50,000 円	会費	60,000 円/年
(4) 特別賛助会員	入会金	0 円	会費	0 円/年
(5) ファミリー会員	入会金	0 円	会費	1,200 円/年

3 この法人の設立当初の役員は、第 12 条第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 15 年 6 月 30 日までとする。

(1) 理事長	氏名	東樋口 護
(2) 副理事長	氏名	小山 茂雄
(3) 理 事	氏名	中澤 伸文 鈴森 素子 佐藤 原二
(4) 監 事	氏名	秋久 至

4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 40 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第 45 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。

6 この定款は、下記のように定め、改訂、承認を受けた。

- ・平成 13 (2001) 年 12 月 18 日 設立総会にて 定款を承認
- ・平成 14 (2002) 年 4 月 30 日 大阪府の定款承認
- ・平成 18 (2006) 年 12 月 20 日 大阪府定款変更承認 (議事録署名人他)
- ・平成 26 (2014) 年 5 月 24 日 定時総会で定款変更承認

現行定款の写しである。

特定非営利活動法人住宅長期保証支援センター

理 事 鈴森 素子 ⑥